

公民館条例の改正について 全員賛成で可決（付帯決議が提出され可決）

施設の老朽化によって宮司公民館の廃止決定をするため、本条例を改正する。

主な質疑

問 宮司公民館のホールは令和4年度は301日開館で約7000人の利用者がいるが、ホール廃止後の利用者代替施設は考えているか。

答 市内の既存の施設である、福岡体育センター、津屋崎体育センター、福岡武道館、津屋崎武道館を考えている。

問 宮司公民館廃止の説明会は、どのような方法で周知したのか。



▲宮司公民館とホール（体育館）

答 令和3年度から令和4年度の途中までに、1回でも利用されたことがある人に対して案内を郵送した。また、中央公民館および宮司公民館に説明会の案内を掲示した。

付帯決議

宮司公民館の廃止によって公民館と一体となっているホール（体育館）を分離、独立させ、体育館として条例を制定し、市が維持管理と運営を行い存続させること。

提案理由

①ホール（体育館）は色々なスポーツや多目的な利用ができる市民の施設として利用されており、利用者からの存続を望む声が多く聞かれている。

②宮司地域を始め、海岸通りの西福岡地区など広い地域で人口が増加している状況で災害が発生した場合の避難所が極端に少ない。耐震性が新基準であり、同施設の立地からみても災害発生時の避難所として利用できると思われる。



（総務文教委員会審査報告）

財産の取得について 賛成少数で否決（本会可決）



▲新設小学校の建設予定地。委員会では否決だったが、本会では可決

新設小学校建設事業用地として財産を取得する。

主な質疑

問 1件未契約だがスケジュールに遅れは生じないか。

答 土地の取得に合意は得ている。手続きは進行しているため問題ない。

主な討論

反対 学校建設用地としては安全性確認が不十分で、保護者や市民への説明が不足している。



（総務文教委員会審査報告）

税条例の改正について 全員賛成で可決



▲森林環境譲与税の有効活用を

地方税法等の改正に伴い、森林環境税（国税）の賦課、徴収の改正などが必要となったため。

主な質疑

問 年1000円の税金の徴収は、一括なのか分割なのか。

答 特別徴収では月割、普通徴収では年4回の分割になる。

問 令和4年度の森林環境譲与税の使い道は。

答 防風竹柵設置や修繕費、公園改修事業などに720万円が充当されている。



（市民福祉委員会審査報告）